

動画広告付番号案内表示機等の設置及び運用事業に係る受託候補者特定基準等

1 評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点	内訳	
			基本	任意
(1) 事業者について	市内における本社等の有無から、地元貢献の寄与度を評価する。	5点	5点	
(2) 類似事業の実績について	類似業務の実績や提出された見本から、当該事業の遂行能力を評価する。	15点	15点	
(3) 広告募集・広告審査について	広告主について市内業者が多く見込まれているか、広告の審査ができる体制が整えられているかを評価する。	10点	10点	
(4) 設置予定機材について	設置予定機材の仕様・デザインや映像データの管理・配信方法等により、機材設置に係る安全性・確実性等を評価する。	25点		25点
(5) 放映枠について	全体放映枠における行政情報放映枠の割合から、本市の広報ツールとしての価値を評価する。	10点	10点	
(6) 提案金額について	本市へ納付する提案金額により収入確保の効果を評価する。	20点	20点	
(7) 設置スケジュールについて	設置スケジュールの妥当性を評価する。	5点		5点
(8) 保守管理の体制について	機材の定期点検をどの程度の頻度で行うか、故障時等に現場到着までにどの程度の時間要するかを評価する。	10点	10点	
(9) 問合せ等への対応体制について	職員・来庁者等からの問合せ等への速やかな対応ができる体制が整えられているかを評価する。	5点	5点	
(10) 創意工夫等について	業務遂行に当たって、事業者独自の創意工夫点等が認められるかを評価する。	15点		15点
合計		120点	75点	45点

2 選定項目の評価点

(1) 事業者について

市内における本社・本店等の有無（企画提案書の1により評価）

評 価	評価点（5点）
市内に本社・本店等がある	5点
市内に支社・支店等がある	3点
上記以外	1点

(2) 類似事業の実績について

自治体との類似の広告媒体に係る業務実績、取扱数量等（企画提案書の5により評価）

評 価	評価点（15点）
本業務と同種、同規模程度の実績が過去に10回以上ある	15点
本業務と同種、同規模程度の実績が過去に5回～9回ある	10点
本業務と同種、同規模程度の実績が過去に1回～4回ある	5点
実績なし	0点

(3) 広告募集・広告審査について

① 広告主の見込数のうち、市内企業の割合（企画提案書の6により評価）

※ 市内企業とは、市内に本社、支社又は営業所・販売店等があるものとする。

評 価	評価点（5点）
市内企業の割合が80パーセント以上	5点
市内企業の割合が50パーセント以上80パーセント未満	3点
上記以外	1点

② 社内基準等により、広告内容を審査できる体制が整えられているか（企画提案書の7により評価）

評 価	評価点（5点）
社内基準を設けており、審査専門の部署がある	5点
社内基準を設けている	3点
今後社内基準を設ける予定である	1点

(4) 設置予定機材について

① 設置予定機材の仕様・設置方法及び映像データの管理・配信方法が安全かつ確実なもので、機材の構成・性能に問題はないと認められるか（企画提案書の3により評価）

評 価	評価点（15点）
創意工夫がみられ、先進性がある	15点
創意工夫がみられる	10点
仕様書と同等	5点
仕様書に不適合	0点

- ② 設置予定機材の操作方法及び手順は容易であり、仕様変更に対応できる柔軟性があると認められるか（企画提案書の3により評価）

評 価	評価点（10点）
創意工夫がみられ、先進性がある	10点
創意工夫がみられる	7点
普通	3点
操作性に難がある	0点

- (5) 放映枠について

全体放映枠における行政情報放映枠の割合（企画提案書の3により評価）

評 価	評価点（10点）
30%以上	10点
25%以上30%未満	7点
20%以上25%未満	3点
20%未満	失格

- (6) 提案金額について

どれほどの収入確保効果が計れるか（企画提案書の4により評価）

評 価	評価点（20点）
240万円以上	20点
120万円以上240万円未満	15点
目的外使用料以上120万円未満	10点
目的外使用料未満	失格

- (7) 設置スケジュールについて

機材設置までのスケジュール（企画提案書の8により評価）

評 価	評価点（5点）
スケジュールが明確で、無理のない設定となっている	5点
概ね大丈夫と思われるが、実施に当たって調整が必要である	3点
実施に当たって調整が必要である	1点

- (8) 保守管理体制について

- ① 機材の定期点検の頻度（企画提案書の9により評価）

評 価	評価点（5点）
14日以内に1回	5点
15日～31日以内に1回	3点
上記以外	1点

② 故障時等に現場到着までに要する時間（企画提案書の9により評価）

評 価	評価点（5点）
30分以内	5点
31分～60分以内	3点
上記以外	1点

(9) 問合せ等への対応体制について

本市の職員及び来庁者等からの問合せ等への速やかな対応ができる体制が整えられているか
（企画提案書の9により評価）

評 価	評価点（5点）
問合せ等への対応専門の部署及び連絡先がある	5点
専門ではないが、問合せ等への対応が常にできる体制がある	3点
今後体制を整える予定である	1点

(10) 創意工夫等について

業務遂行に当たり、上記以外の事項に関して事業者独自の創意工夫点等が認められるか（企画提案書の3及びその他項目により評価）

評 価	評価点（15点）
認められる	15点
やや認められる	10点
普通	5点
認められない	0点

3 評価方法

- (1) 企画提案書に基づく書面審査を原則とする。
- (2) 基本項目は、事業所管課（企画総務局区政課）において評価案を提示し、審査委員会の承認を得て評価点とする。
- (3) 任意項目については、各委員が個々に評価を行い、その平均点をもって評価点とする。
- (4) 基本項目と(3)で算出した任意項目の評価点の合計をもって応募者の得点とする。